

滋賀県精神保健福祉士会全体研修 改正精神保健福祉法 について考える

私たちの日々の業務と切っても切り離せない精神保健福祉法改正案が、令和4年12月20日に国会で可決・成立し、公布されました。

改正法は、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会(以下、検討会)等での検討を経て、医療保護入院制度の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待についての通報義務等を定めるものとなっています。

本研修では、改正精神保健福祉法施行にあたり、検討の経過や改正法の内容について理解を深め、私たちの業務やクライアントにどのような影響があるのかについて考えることを目的として企画しました。ぜひこの機会に改正精神保健福祉法について一緒に考えましょう。

日時

2023年3月5日(日)
13:30~16:00

場所

草津市立市民交流プラザ
小会議室1(フェリエ南草津5階)
オンライン(Zoom)併用
会場参加定員30名

参加費

会員・日本協会会員 無料
非会員 500円

申込

メール shigapsw2022@gmail.com
または
Googleフォーム

プログラム

13:30 各シンポジストから改正法についての話
15:00 休憩
15:10 意見交換



シンポジスト

滋賀県立
精神保健
福祉センター
所長
辻本哲士氏



全国精神保健福祉センター長
会会長。
厚生労働省の検討会委員として
法改正に向けた検討に参画し、
参議院厚生労働委員会で
参考人意見陳述するなど、法改正
に深く関わる。

滋賀県健康
医療福祉部
障害福祉課
課長
長谷川貴也氏



厚生労働省入省後、医薬、社会
福祉、年金等の制度改正等に
携わる。
令和4年度から滋賀県健康医
療福祉部障害福祉課長として
県の精神保健医療福祉の推進
に関わる。

日本精神保健
福祉士協会
会長
聖学院大学教授
田村綾子氏



民間精神科病院勤務を経て、
現職。日本ソーシャルワーク教
育学校連盟理事。
厚生労働省、にも包括検討会
から、その後の検討会委員まで
法改正に向けた検討に参画し、
法改正に深く関わる。

問い合わせ: 滋賀県精神保健福祉士会事務局
shigapsw2022@gmail.com



精神保健福祉士会公式
Twitter始めました!